

北名古屋水道企業団公共工事の前金払取扱要綱

平成5年3月10日

要綱第1号

(総則)

第1条 この要綱は、北名古屋水道企業団契約規程（平成20年北名古屋水道企業団規程第2号）第74条の規定に基づく前金払に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法律」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち企業団の発注する水道事業に関する工事等をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払の対象は、公共工事のうち工事の設計、工事に関する調査、工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量（土地の測量、地図の調整、測量用写真の撮影及び政令で定めるものを含む。）を除くものとする。

(前金払の制限)

第4条 前条の規定による前金払の対象となる公共工事で、1件の契約金額が300万円以上のものとする。

2 1件の契約における前払金の限度額は、1億円とする。

3 前2項に定めるもののほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるとき又は前金払の必要がないと認められるときは、前金払の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の額)

第5条 前払金の額は、契約金額の10分の4以内とする。

2 継続費に係る2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来形予定額に対してすることができる。

3 予算の繰越に係る2年以上にわたる契約における前金払は、契約当初における契約金額の総額に以内の額に対してすることができる。

4 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来形予定額に対してするこ

とができる。

- 5 前払金の算出において、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前金払明示)

第6条 前金払の対象となる工事については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(請求及び支払)

第7条 前払金を受けようとする者は、当該公共工事の請負契約締結の日から15日以内に法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を寄託し、同日以内に前払金請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払わなければならない。

(工事等の変更に伴う前払金の増減)

第8条 工事等の内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合であっても、前払金の増額又は減額を行わないものとする。ただし、契約金額を著しく減額した場合にあっては、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 支払済の前払金の額から減額後の契約金額の10分の4に相当する額を差し引いた額を契約担当者の指定する期間内に返還させることができる。
- (2) 支払済の前払金の額が減額後の契約金額の10分の4に相当する額以内のときは、これを前払金の額とみなす。

- 2 前項において、当該年度の契約残工期が40日未満のときは、前払金は減額を行わないものとする。

(義務違反による前払金の返還)

第9条 契約担当者は、前払金の支払いを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金を契約担当者の指定する期間内に返還させなければならない。

- (1) 当該契約が解除されたとき。
- (2) 法律第2条第5項に規定する保証契約が解除されたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月10日から施行し、平成5年度の施行事業から適用

する。

- 2 この要綱施行の際、現に契約を締結中の公共工事については、この要綱は適用しない。

附 則（平成 9 年 3 月 1 3 日要綱第 1 号）抄

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 8 月 2 0 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 1 5 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 1 9 日要綱第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 9 日から施行し、平成 2 0 年度予算事業から適用する。

附 則（平成 2 6 年 7 月 1 日要綱第 3 号）

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱施行の際、現に契約を締結中の公共工事については、この要綱は適用しない。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日要綱第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式

前 払 金 請 求 書

年 月 日

北名古屋水道企業団
企業長 様

契約者 住所
氏名
(名称及び代表者名)

次のとおり契約代金を前払いしてください。

金 円
ただし、下記工事の契約代金に係る前払金

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約締結年月日 年 月 日
- 4 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 前払金対象金額 金 円
- 6 振込先 (前金払専用口座)

振込先 口座	銀行名	支店名	預金種目	口座番号
フリガナ				
口座名義				

(注) 前払金請求金額は10万円未満の端数を切り捨ててください。